

社会福祉法人鶴心会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和8年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- 令和3年 4月～ 出産予定職員に対する厚生労働省作成パンフレットの配布

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和3年 4月～ 新入職者研修における育児休業、産前産後休業に関する説明
- 令和3年 4月～ 出産予定職員に対する育児休業、産前産後休業に関する説明